

第 7 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成31年3月12日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成31年3月12日(火曜日)

午前9時58分開議

午前11時59分閉会

本日の会議に付した事件

議案第48号 平成31年度熊本県一般会計予算

議案第53号 平成31年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち

議案第54号 平成31年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち

議案第55号 平成31年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

議案第60号 平成31年度熊本県流域下水道事業特別会計予算

議案第89号 熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第90号 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第91号 熊本県建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

議案第106号 河川法第4条第1項の一級河川の指定の変更に対する意見を述べることについて

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ① 第3次熊本県建設産業振興プラン(案)について
- ② 入札制度の見直し等について
- ③ 熊本地震等の災害復旧事業等の進捗状況について
- ④ 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の進捗状況について
- ⑤ 熊本県住宅確保要配慮者賃貸住宅

供給促進計画(案)について

平成30年度建設常任委員会における取り組みの成果について

出席委員(8人)

委員長 増 永 慎一郎

副委員長 河 津 修 司

委員 城 下 広 作

委員 井 手 順 雄

委員 森 浩 二

委員 山 口 裕

委員 山 本 伸 裕

委員 高 島 和 男

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 宮 部 静 夫

総括審議員

兼河川港湾局長 永 松 義 敬

政策審議監 平 井 宏 英

道路都市局長 上 野 晋 也

建築住宅局長 上 妻 清 人

首席審議員

兼監理課長 藤 本 正 浩

用地対策課長 馬 場 一 也

土木技術管理課長 田 尻 雅 裕

道路整備課長 亀 崎 直 隆

道路保全課長 勝 又 成 也

都市計画課長 坂 井 秀 一

下水環境課長 渡 辺 哲 也

河川課長 竹 田 尚 史

港湾課長 松 永 清 文

砂防課長 中 山 雅 晴

建築課長 松 野 秀 利

営繕課長 重 松 隆
住宅課長 小路永 守

事務局職員出席者

議事課主幹 岡 部 康 夫
政務調査課主幹 福 田 孔 明

午前9時58分開議

○増永慎一郎委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第7回建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に4名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることとしましたので、御報告します。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審議を行います。

議案等については、執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

まず、土木部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、宮部土木部長。

○宮部土木部長 おはようございます。

それでは、今定例会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

申しわけございませんが、着座にて御説明させていただきます。

今回提案しております議案は、平成31年度当初予算関係議案5件、条例等関係議案4件でございます。

まず、土木部における平成31年度当初予算の概要について御説明いたします。

一般会計の予算額は913億600万円余を計上しており、対前年度比94%となります。

特別会計は、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計、用地先行取得事

業特別会計及び流域下水道事業特別会計の4つの特別会計合計で80億5,300万円余を計上しており、対前年度比81.5%となります。

一般会計及び特別会計を合わせた予算額は993億6,000万円余であり、対前年度比は92.9%となります。

歳出予算の主な内容について御説明いたします。

熊本地震等からの復旧、復興を加速化し、熊本のさらなる発展を実現するため、熊本復旧・復興4カ年戦略の4つの取り組みの方向性に沿って御説明いたします。

まず、安心して希望に満ちた暮らしの創造についてです。

復旧、復興に向けた最重要課題である住まいの再建について、災害公営住宅の建設支援や住宅の耐震化を促進するとともに、みんなの家を今後も有効に活用できるための支援策として、地域復興拠点づくり事業を創設いたします。

また、土砂災害から住民の生命、財産を守るため、いわゆるレッドゾーンからの移転促進や早期避難のための周知を行う、危険地区からの移転促進事業を強化いたします。

次に、未来へつなぐ資産の創造についてです。

公共土木施設の早期復旧に加え、災害に負けない基盤づくりとして、九州の縦軸、横軸となる九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、中九州横断道路及び有明海沿岸道路（Ⅱ期）の整備を着実に進めてまいります。

地域高規格道路である熊本天草幹線道路につきましても、第二天草瀬戸大橋の工事を本格化させるとともに、大矢野道路の整備に着手してまいります。

また、熊本都市圏東部地域の復興まちづくりを加速化させるため、県道熊本高森線の4車線化のモデル地区先行整備や、益城町木山地区の土地区画整理事業の仮換地指定を行い、着実に復興を進めてまいります。

次に、次代を担う力強い地域産業の創造についてです。

建設産業界や教育機関と連携し、就職活動を控えた高校生に県内建設企業を紹介するフェアを開催するなど、建設産業への理解の促進や魅力の発信を行い、県内建設産業の人材確保、育成を引き続き促進してまいります。

最後に、世界とつながる新たな熊本の創造についてです。

海の玄関口である八代港につきましては、来年4月の供用開始に向け、国によるクルーズ船専用岸壁の整備、県による駐車場エリア等の整備、ロイヤル・カリビアン社によるくまモンパークなどおもてなしゾーンの整備を3者で連携し、一体的に進めてまいります。

また、ことし開催されるラグビーワールドカップ、そして女子ハンドボール世界選手権大会に向けて、競技会場やその周辺、アクセス道路等の沿道景観の改善を引き続き進めてまいります。

以上が、熊本復旧・復興4カ年戦略に基づいた土木部における歳出予算の主な内容でございます。

次に、条例等議案につきましては、条例改正3件、1級河川の指定変更に対する意見1件の計4件について御審議をお願いしております。

そのほか、報告事項につきましては、第3次熊本県建設産業振興プラン(案)についてなど5件を報告させていただきます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

今後とも、各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○増永慎一郎委員長 引き続き担当課長から説明をお願いいたします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料としまして、建設常任委員会説明資料1冊、その他報告事項としまして5件を準備しております。

また、平成31年度主要事業及び新規事業一覧と平成31年度公共事業等費用負担調書について、参考としてお配りしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料をお願いいたします。

平成31年度当初予算について説明いたします。

1ページをお願いします。

平成31年度当初予算資料でございます。

上の表1段目の本年度予算額ですが、右側の合計欄に記載のとおり、993億6,000万円余、対前年度比92.9%となっております。

内訳としましては、表左から、一般会計の普通建設事業で補助事業として473億4,100万円余、県単事業として164億7,100万円余、直轄事業として107億700万円余を計上しております。災害復旧事業で補助事業として45億200万円余、県単事業として1億円、直轄事業として16億9,300万円余を計上しております。投資的経費計としまして808億1,600万円余、対前年度比93.5%となっております。消費的経費としまして104億9,000万円余、対前年度比97.9%となっております。一般会計計としましては913億600万円余、対前年度比94.0%となっております。

右側の特別会計としましては、投資的経費としまして30億600万円余、消費的経費としまして50億4,600万円余、特別会計計としましては80億5,300万円余、対前年度比81.5%となっております。

一般会計、特別会計を合わせた予算額は、右側合計欄のとおり、993億6,000万円余となります。

次に、2ページをお願いいたします。

平成31年度当初予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、各課ごとの予算額とともに、右側に本年度当初予算額の財源内訳を記載しております。

表右側、本年度当初予算額の財源内訳の最下段をごらんください。

国庫支出金が275億4,300万円余、地方債が442億6,200万円余、その他が124億900万円余、一般財源が151億4,400万円余となっております。

以上が土木部全体の予算額でございます。

引き続き、3ページをお願いいたします。

このページ以降、各課の当初予算の詳細を記載しており、右側の説明欄には、通常もしくは熊本地震関連と、それぞれ分けて内容を記載しております。

それでは、監理課の予算について、主なものを説明させていただきます。

2段目の職員給与費でございますが、表左から3列目の本年度当初予算額欄のとおり、4億9,700万円余を計上しております。

職員の給与費につきましては、2月補正予算と同様に、職員給与費または事業費の職員給与費として全ての課に出てまいりますので、監理課から代表して説明させていただきます。各課からの説明は割愛させていただきます。

なお、記載はしていませんが、土木部全体の職員の給与費は61億2,600万円余を計上しております。

次に、4段目の管理事務費でございます。表左から3列目のとおり、3億6,000万円余を計上しております。

表右側説明欄をごらんください。

主なものとしましては、熊本地震関連で他県からの派遣職員の人件費に係る負担金として3億5,200万円余を計上しております。

以降、本負担金については、関係各課においても同様の所要額を計上しておりますので、各課からの説明は割愛させていただきます

す。

なお、記載していませんが、土木部全体で4億400万円余を計上しております。

次に、6段目の公物・公告物管理指導費でございますが、表左から3列目のとおり、5,500万円余を計上しております。これは、各広域本部、地域振興局土木部所管の公物・公告物管理指導に要する経費でございます。

次に、7段目の土木行政情報システム費でございますが、8,200万円余を計上しております。これは、CALS/EC事業(電子入札システム)に要する経費でございます。

次に、9段目、建設業費でございますが、表左から3列目のとおり、2,400万円余を計上しております。これは、建設業許可事務関係等に要する経費でございます。

4ページをお願いいたします。

2段目の建設産業支援事業費でございますが、表左から3列目のとおり、6,400万円余を計上しております。これは、将来の建設産業を支える人材の確保、育成を支援するもので、主なものとしては、若年技能者の雇用促進に要する経費、建設産業のPRを行うイメージアップ戦略事業に要する経費、若手技術者等の育成支援に要する経費等となっております。

以上、監理課の一般会計予算額は、合計で、表左から3列目最下段のとおり、10億9,000万円余となります。

監理課からの説明は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○馬場用地対策課長 用地対策課です。

平成31年度当初予算に計上の主なものについて御説明を申し上げます。

説明資料の5ページをお願いします。

まず、一般会計です。

3段目の収用委員会費を2,200万円余計上しています。これは、右側説明欄のとおり、収用委員の報酬と収用委員会が実施します物

件調査や委員会開催などの委員会運営に要する経費です。

最下段のとおり、一般会計合計で1億200万円余を計上しています。

続きまして、6ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計です。

用地先行取得事業は、本特別会計を使いまして、あらかじめ用地を取得し、後年度に一般会計において買い戻す制度です。

熊本天草幹線道路・本渡道路と県道熊本高森線・街路名益城中央線の4車線化の事業で活用しております。

1段目の道路新設改良費は、平成29年度から30年度の2年間、本渡道路の用地補償費を計上していましたが、順調に用地取得が進み、31年度は取得予算の計上が不用となったものです。

2段目の街路事業費は、引き続き、県道熊本高森線の用地補償費として4億円を計上しています。

また、5段目の元金は、平成30年度までの起債償還元金として8億7,100万円余、6段目の利子は、同じく償還利子として700万円余、合わせまして、公債費として8億7,800万円余を計上しております。

最下段のとおり、特別会計合計で12億7,800万円余を計上しています。

用地対策課は以上です。

よろしく願いいたします。

○田尻土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

資料の7ページをお願いします。

主な予算について説明させていただきます。

まず、上から3段目の土木業務推進費としまして、表左から3列目のとおり、1,600万円余を計上しております。これは、表右側の説明欄にありますように、土木部職員の技術

力向上を図るための研修費負担金と、県内建設技術者に対する建設事業に関する技術及び業務の知識習得等に向けた研修委託費でございます。

次に、上から5段目の土木行政情報システム費としまして、表左から3列目のとおり、5,300万円余を計上しております。これは、表右側の説明欄にありますように、工事の発注、監督、検査及びこれらの進行管理に必要な土木積算システムや、工事進行管理、電子納品保管管理などのCALS/ECシステムに関する維持管理費等でございます。

以上、土木技術管理課の平成31年度当初予算は、表左から3列目の最下段のとおり、1億8,900万円余でございます。

土木技術管理課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○亀崎道路整備課長 道路整備課です。

平成31年度当初予算に計上しております予算のうち、主なものについて御説明いたします。

資料の9ページをお願いいたします。

上から3段目の国直轄事業負担金でございますが、表左から3列目のとおり、53億6,700万円余となっております。

右側の説明欄をごらんください。

これは、通常分としまして、九州中央自動車道などの整備を行う国直轄事業に対する県負担金でございます。

次に、下から2段目の道路改築費でございますが、表左から3列目のとおり、24億6,000万円となっております。

表右側の説明欄をごらんください。

これは、通常分としまして、熊本天草幹線道路の国道324号本渡道路に加え、新たに国道266号の大矢野道路の整備を予定しております。

最下段の単県道路改築費でございますが、16億9,500万円余となっております。

表右側の説明欄をごらんください。

通常分としまして、部田見木葉線ほか71カ所の整備を予定しております。

続きまして、10ページをお願いします。

1段目の地域道路改築費でございますが、表左から3列目のとおり、105億7,100万円余となっております。

表右側の説明欄をごらんください。

通常分としまして、大津植木線ほか87カ所について101億7,100万円余、また、熊本地震関連として、国道325号について4億円となっております。

次に、4段目の道路施設保全改築費の橋梁補修分でございますが、表左から3列目のとおり、28億7,600万円余となっております。

表右側の説明欄をごらんください。

通常分として、水俣田浦線の栄橋ほか87カ所について27億600万円余、熊本地震関連として、緊急輸送道路である国道218号の上司尾橋ほか1カ所について1億7,000万円となっております。

下から2段目の単県橋りょう補修費でございますが、表左から3列目のとおり、5億9,400万円余となっております。

表右側の説明欄をお願いします。

これは、比較的小規模な橋梁の補修、補強等を行う経費で、八代鏡宇土線の新道橋ほか39カ所を予定しております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

2段目の地方道路整備臨時貸付金元金でございますが、表左から3列目のとおり、2億7,600万円余となっております。

表右側の説明欄をごらんください。

これは、道路事業の地方負担の一般財源を対象としまして、平成20年度から平成24年度に無利子で借り入れた分の償還金でございます。

以上、道路整備課の平成31年度当初予算額は、表左から3列目の最下段のとおり、242

億2,700万円余となります。

最後に、今回、債務負担行為の設定を2カ所お願いしております。

恐縮でございますが、9ページにお戻りください。

下から2段目の道路改築費の表右側の説明欄をお願いいたします。

1つ目は、国道324号第二天草瀬戸大橋の上部工工事等でございます。

次に、10ページの1段目にあります地域道路改築費の表右側の説明欄をお願いします。

国道389号の下田南トンネルの工事でございます。

道路整備課は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○勝又道路保全課長 道路保全課でございます。

31年度当初予算に計上しております予算のうち、主なものについて御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

上から3段目の道路管理費ですが、3,400万円余を計上しております。これは、表右側説明欄のとおり、道路損害賠償責任保険、道路台帳補正等に要する経費でございます。

次に、最下段の単県道路災害防除費は、小規模な落石対策などの防災工事を行うもので、表右側説明欄のとおり、熊本地震関連の4億3,000万円余を含め、8億8,700万円余を計上しております。

次に、14ページをお願いいたします。

単県道路修繕費は、表右側説明欄のとおり、道路パトロール等を行う単県道路維持修繕費、街路樹の剪定や除草を行う道路美化対策事業費並びに道路施設の修繕等を行う単県道路施設修繕費で、熊本地震関連の1億3,000万円余を含め、39億8,000万円余を計上しております。

次に、単県道路環境整備事業費は、ことし

開催されます国際スポーツ大会に向けた県のおもてなしの一環として、沿道景観や緑化環境の改善等、将来のメンテナンスコストを重視しました植栽構造の改善を行うための経費で2億5,200万円余を計上いたしております。

3段目の単県交通安全施設等整備事業費は、表右側説明欄のとおり、区画線や防護柵などの交通安全施設や道路案内標識などを整備する経費で、熊本地震関連の2,100万円余を含め、2億4,900万円余を計上しております。

次に、最下段の道路舗装費は、表右側説明欄のとおり、舗装補修、側溝整備並びに旧道移管に要する経費で、熊本地震関連の計8億6,300万円余を含め、27億5,400万円余を計上しております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

道路施設保全改築費ですが、表右側説明欄のとおり、落石対策等の防災工事を行う道路災害防除事業、通学路の歩道整備等を行う交通安全施設等整備事業、舗装補修事業、道路施設の修繕等を行う施設修繕事業等の経費で、熊本地震関連の計5億800万円余を含めまして、81億3,700万円余を計上いたします。

以上、道路保全課の当初予算総額は、表左から3列目の最下段のとおり、170億4,900万円余となります。

道路保全課からは以上でございます。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

今回平成31年度当初予算に計上しております予算のうち、主なものについて御説明いたします。

17ページをお願いします。

上から3段目の景観整備推進費でございますが、表左から3列目のとおり、2,800万円

余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

これは、通常分といたしまして、緑化景観対策や民間施設の緑化推進などを予定しております。

次に、下から2段目の公園維持費でございますが、表左から3列目のとおり、1億9,100万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

これは、通常分といたしまして、テクノ中央緑地や水俣広域公園など、指定管理者管理委託等を予定しております。

18ページをお願いいたします。

上から3段目の都市計画調査費でございますが、表左から3列目のとおり、8,200万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

これは、通常分といたしまして、都市計画の決定、変更に向けた調査検討を予定しております。

次に、上から5段目の土地区画整理事業費でございますが、表左から3列目のとおり、20億円となっております。

表右側説明欄をごらんください。

これは、熊本地震関連といたしまして、益城中央被災市街地復興土地区画整理に伴う文化財や建物等の調査、建物等の移転補償、道路や宅地の整備等を予定しております。

次に、下から2段目の単県街路促進事業費及び最下段の街路整備事業費でございますが、ともに都市計画道路の整備を予定しております。

まず、単県街路促進事業でございますが、表左から3列目のとおり、9,200万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

通常分といたしまして、南部幹線ほか4カ所に4,900万円余、熊本地震関連といたしまして、益城中央線、県道熊本高森線のことですが、こちらに4,300万円となっております。

す。

次に、最下段の街路整備事業費でございますが、表左から3列目のとおり、39億5,200万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

通常分といたしまして、南部幹線ほか1カ所に7億200万円余、熊本地震関連といたしまして、益城中央線に32億5,000万円となっております。

19ページをお願いいたします。

上から2段目の都市公園整備事業費でございますが、表左から3列目のとおり、5億4,700万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

通常分といたしまして、熊本県民総合運動公園ほか6カ所の改修に4億8,700万円余、熊本地震関連といたしまして、広域防災拠点の機能強化を図るため、熊本県民総合運動公園のパークドーム熊本における照明や天井など、非構造部材の落下防止対策として6,000万円となっております。

次に、上から5段目の地方道路整備臨時貸付金元金でございますが、表左から3列目のとおり、2,900万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

これは、平成21年度から平成24年度に国から無利子で借り入れた分の償還金でございます。

以上、都市計画課の平成31年度の当初予算額は、表左から3列目最下段のとおり、72億2,700万円余となります。

都市計画課からは以上です。

よろしく申し上げます。

○渡辺下水環境課長 下水環境課でございます。

下水環境課は、一般会計と流域下水道事業特別会計に分かれておりますので、まず、一般会計から、平成31年度当初予算に計上しております予算のうち、主なものについて御説

明いたします。

21ページをお願いいたします。

上から4段目の一般廃棄物等対策費でございますが、表左から3列目のとおり、2億4,900万円余を計上しております。

これは、表右側説明欄のとおり、浄化槽整備事業の通常分といたしまして1億8,200万円余、熊本地震関連分といたしまして6,500万円余などがございますが、これは、主に浄化槽の設置者に補助を行う市町村に助成を行うものでございます。

22ページをお願いいたします。

上から3段目の団体営農業集落排水事業費でございますが、表左から3列目のとおり、2億300万円余、下から4段目の漁業集落環境整備事業費では2億6,700万円余を計上しております。これは、主に市町村が実施する事業に対する国からの交付金を一旦県が受け入れ、再交付する間接補助に要する経費でございます。

23ページをお願いいたします。

下から3段目の特別会計繰出金でございますが、表左から3列目のとおり、3億3,800万円余を計上しております。これは、主に流域下水道事業特別会計への公債費などの財源充当のための繰出金でございます。

以上、下水環境課の一般会計の予算総額は、23ページ、表左から3列目の最下段のとおり、11億7,400万円余でございます。

続きまして、流域下水道事業特別会計の主なものについて御説明いたします。

24ページをお願いいたします。

本県では、3つの流域下水道事業を管理運営しておりますが、まず、熊本市、合志市、菊陽町を対象とする熊本北部流域下水道事業のうち、上から3段目の熊本北部流域下水道管理費でございますが、表左から3列目のとおり、下水処理を行うための維持管理費9億9,900万円余を計上しております。

次に、上から6段目の熊本北部流域下水道

建設費でございますが、表左から3列目のとおり、1億100万円余を計上しております。これは、処理場の改築工事及び耐震対策などに要する費用でございます。

続きまして、あさぎり町など上球磨4町1村を対象とする球磨川上流流域下水道事業のうち、下から4段目の球磨川上流流域下水道管理費でございますが、表左から3列目のとおり、下水処理を行うための維持管理費2億4,900万円余を計上しております。

次に、最下段の球磨川上流流域下水道建設費でございますが、表左から3列目のとおり、5,100万円余を計上しております。これは、処理場の耐震対策などに要する費用でございます。

25ページをお願いいたします。

続きまして、八代市、宇城市、氷川町を対象とする八代北部流域下水道事業のうち、上から2段目の八代北部流域下水道管理費でございますが、表左から3列目のとおり、下水処理を行う維持管理費2億6,400万円余を計上しております。

次に、上から5番目の八代北部流域下水道建設費(交付金事業)でございますが、表左から3列目のとおり、8億円余を計上しております。これは、処理場の中央監視制御設備などの改築更新及び氷川町宮原処理区の編入に係る施設整備などに要する費用でございます。

次に、下から5段目の八代北部流域下水道建設費(単独事業)でございますが、表左から3列目のとおり、2,500万円余を計上しております。これは、河川改修による橋梁つけかえに伴う水管渠工事などに係る費用でございます。

続きまして、下から3段目の元金及び下から2段目の利子でございますが、表左から3列目のとおり、それぞれ6億300万円余及び1億200万円余を計上しております。これは、平成31年度に償還する下水道事業債の公

債費でございます。

以上、流域下水道事業特別会計の予算総額は、26ページ、表左から3列目の最下段のとおり、32億4,800万円余となります。

下水環境課からは以上でございます。

よろしく願いいたします。

○竹田河川課長 河川課でございます。

平成31年度当初予算に計上しております予算のうち、主なものについて御説明いたします。

資料の27ページをお願いいたします。

まず、上から4段目の国直轄事業負担金でございますが、表左から3列目のとおり、32億6,800万円余となっています。これは、河川改修事業等の国直轄事業に対する県負担金です。

次に、上から6段目の河川海岸維持修繕費で6億1,300万円余となっています。これは、河川及び海岸施設の点検や維持修繕に係る費用です。

次に、最下段の河川掘削事業費として7億1,600万円余となっています。これは、河道内に堆積した土砂の除去に要する費用で、そのうち、熊本地震関連として、白川につきまして1億6,000万円余となっています。

28ページをお願いいたします。

1段目のダム管理運営費で2億6,100万円余となっています。これは、市房ダムなど、土木部が管理する6つのダムの管理運営費用等です。

次に、5段目の河川改修事業費で28億2,100万円余となっています。これは、国からの交付金を活用して実施する白川ほか14カ所の河川改修費用です。

次に、その下の段の堰堤改良費で4億5,000万円余となっています。これは、市房ダムほか1ダムにおいて機器等の設備更新を行うものです。

次に、その下の段の単県河川改良費で8億

6,700万円余となっています。これは、県単独事業として行う河川改良事業等に要する費用です。

内訳としまして、右側の説明欄に記載のとおり、単県河川改良費として浜戸川ほか17カ所に7億1,600万円余、樋門や水門といった特定構造物の改築事業として坪井川遊水地ほか13カ所に1億5,000万円余となっております。

次に、最下段の単県ダム改良費で2億3,400万円余となっています。これは、県単独事業として行うダム関連事業に要する費用です。

29ページをお願いします。

1段目の単県河川等災害関連事業費として12億2,900万円余となっています。これは、地震や豪雨等で被災し、補助災害復旧事業で行う復旧箇所に隣接する箇所の改修や補強工事を行う費用で、一連区間の治水、砂防、道路等の機能の確保や再度災害防止を図るためのものです。

右側の説明欄に記載のとおり、内訳としまして、通常分、これは、平成24年熊本広域大水害関係ですが、3億6,300万円余、熊本地震関連として8億6,500万円余となっております。

次に、3段目の海岸高潮対策事業費で1億8,500万円余となっています。これは、荒尾海岸ほか1カ所について、国の交付金を活用して海岸保全施設の整備を行う費用です。

次に、下から4段目の海岸保全施設補修事業費で2億3,300万円余となっています。これは、男島海岸ほか3カ所について、国の交付金を活用して、老朽化した海岸保全施設の防護機能の回復、強化を行う費用です。

30ページをお願いします。

3段目の直轄災害復旧事業負担金で16億9,300万円余となっています。これは、国が行う熊本地震で被災した国道57号等の直轄災害復旧事業に対する県負担金です。

次に、4段目の過年発生国庫補助災害復旧

費で25億3,600万円余となっています。これは、過年に発生した地震や豪雨等で被災した道路、河川等の公共土木施設の復旧を行う費用です。

この災害復旧事業に関しましては、従来、災害発生年度を含む3カ年度内に事業を完了するよう国費の配分がございまして。しかし、平成28年の熊本地震や豪雨に伴い被災した施設でまだ復旧に至っていない分につきまして、被災後4年目となる平成31年度の施行について、国から認めていただくことになりました。その分として、右側説明欄の熊本地震関連に記載のとおり、21億1,100万円余となっております。

次に、その下の段の現年発生国庫補助災害復旧費で9億3,000万円余となっております。これは、平成31年度に発生する公共土木施設災害の復旧費用として待ち受け予算となります。

次に、その下の段の河川等災害復旧受託事業費で10億円余となっています。これは、熊本地震関連として益城町等から受託して行う橋梁等の災害復旧事業に要する費用です。

以上、河川課の平成31年度当初予算として、資料31ページの表左から3列目の最下段のとおり、185億1,300万円余となります。

また、今回、工事に伴う債務負担行為の設定をお願いしております。

恐れ入りますが、資料28ページにお戻りください。

下から3段目の堰堤改良費の表右側説明欄をごらんください。

氷川ダムの管理用制御処理装置の更新工事として、平成32年度に1億2,000万円を限度額とする債務負担行為の設定をお願いしております。

河川課からは以上でございます。

よろしく願いいたします。

○松永港湾課長 港湾課でございます。

33ページをお願いいたします。

港湾課には、一般会計と2つの特別会計がございます。

まず、平成31年度当初予算のうち、一般会計に計上しております主なものについて御説明いたします。

4段目の海岸諸費でございますが、表左から3列目のとおり、1,100万円余となっております。これは、排水機場等の維持管理に要する経費でございます。

最下段の重要港湾改修事業費でございますが、表左から3列目のとおり、10億8,300万円余となっております。これは、八代港のクルーズ拠点整備において大型バス等の駐車エリアの施設整備等に要する経費でございます。

34ページをお願いいたします。

1段目の海岸高潮対策事業費でございますが、表左から3列目のとおり、1億9,100万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

通常分として、姫戸港海岸ほか2港海岸で8,700万円余、熊本地震関連の百貫港海岸で1億400万円余となっております。これは、津波、高潮発生時に備え、海岸堤防等の海岸保全施設の防災機能を確保するための調査及び改修を行うものでございます。

2段目の単県港湾修築事業費でございますが、表左から3列目のとおり、1億1,300万円余となっております。これは、県管理港湾における小規模な港湾施設の改良や補修等に要する経費でございます。

4段目の港湾施設保安対策事業費でございますが、表左から3列目のとおり、2億200万円余となっております。これは、国際港湾施設の保安対策として、八代港、熊本港、三角港における国際埠頭の警備業務や八代港のクルーズ拠点整備に伴うフェンスや監視カメラの整備に要する経費でございます。

5段目の国直轄事業負担金でございます

が、表左から3列目のとおり、12億8,500万円余となっております。これは、熊本港及び八代港において国が実施する港湾整備事業等の県負担金でございます。

6段目の港湾環境整備事業費でございますが、表左から3列目のとおり、2億800万円余となっております。これは、熊本港における航路等のしゅんせつに伴う土砂処分場の整備に要する経費でございます。

下から3段目の単県港湾整備事業費でございますが、表左から3列目のとおり、13億5,800万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

単県港湾維持浚渫事業として、熊本港ほか4港における泊地や航路の維持しゅんせつ、港湾利活用促進事業として、八代港におけるクルーズ船寄港時における仮設の夜間照明や旅客船浮き桟橋の整備等に要する経費などがございます。

下から2段目の港湾補修事業費でございますが、15億3,500万円余となっております。これは、三角港ほか11港において港湾施設の改良や補修等を行うものでございます。

次に、35ページをお願いいたします。

2段目の空港管理費でございますが、表左から3列目のとおり、3億5,700万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

空港の管理運用、消防及び気象観測等の業務を行う天草空港管理運営費として2億円余、また、老朽化した施設の修繕や機器更新等を行う天草空港修繕費として1億5,700万円余となっております。

6段目の港湾整備事業特別会計繰出金でございますが、港湾整備事業特別会計における起債償還に充てるために、一般会計からの繰出金として8億7,200万円余となっております。

以上、港湾課の一般会計総額といたしまして、表左から3列目の最下段のとおり、74億

7,800万円余となります。

36ページをお願いいたします。

続きまして、平成31年度当初予算のうち、港湾整備事業特別会計に計上しております主なものについて御説明いたします。

2段目の施設管理費でございますが、表左から3列目のとおり、4億7,000万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

施設管理諸費(經常分)として3億2,100万円余、クルーズ船寄港対策事業として、港湾管理上必要となる警備業務等に要する経費として5,100万円余となっております。

3段目の港湾修築費でございますが、表左から3列目のとおり、3億9,900万円となっております。これは、熊本港ほか2港で港湾施設の維持修繕を行うものでございます。

5段目の県管理港湾施設整備事業費でございますが、表左から3列目のとおり、2億9,200万円となっております。

表右側説明欄をごらんください。

物流拠点機能向上事業として、コンテナターミナルの関連施設整備等の経費4,200万円、ふ頭用地造成事業として2億5,000万円となっております。

下から4段目の公債費計でございますが、起債償還の元金と利子を合わせて、表左から3列目のとおり、22億9,600万円余となっております。

以上、港湾課の港湾整備事業特別会計総額といたしまして、表左から3列目の最下段のとおりに、34億5,800万円余となります。

次に、37ページをお願いいたします。

続きまして、平成31年度当初予算のうち、臨海工業用地造成事業特別会計に計上しております予算について御説明いたします。

2段目の漁業振興費でございますが、表左から3列目のとおり、5,000万円となっております。これは、熊本港周辺海域における漁業振興を図るため、漁場の整備等への補助や

稚魚の放流を行うものでございます。

3段目の熊本港臨海用地造成事業費でございますが、熊本港臨海用地の管理等に要する費用として、表左から3列目のとおり、1,700万円余となっております。

以上、港湾課の臨海工業用地造成事業特別会計総額といたしまして、表左から3列目の最下段のとおりに、6,700万円余となります。

港湾課からは以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○中山砂防課長 砂防課でございます。

資料の39ページをお願いいたします。

今回の平成31年度当初予算に計上しておりますうちで、主なものについて御説明をいたします。

上から5段目の通常砂防事業費でございますが、表左から3列目のとおり、5億8,100万円余を計上しております。

表右端の説明欄をごらんください。

通常分としまして、甲佐町の坂谷川ほか11カ所における土砂災害防止のための砂防堰堤等の整備に要する経費でございます。

次に、下から2段目の急傾斜地崩壊対策事業費で12億3,300万円余を計上しております。

説明欄の通常分といたしまして、芦北町の丸尾B地区ほか20カ所で6億7,900万円余、熊本地震関連分としまして、南小国町の高鼻地区ほか2カ所で5億5,300万円余を計上しております。これは、崖崩れ災害防止のための擁壁工などの整備に要する経費でございます。

次、40ページをお願いいたします。

上から5段目の国直轄事業負担金で7億8,500万円余を計上しております。通常分としまして、川辺川流域で1億7,900万円余、熊本地震関連分としまして、阿蘇地域で6億600万円余を計上しております。

次に、最下段の砂防激甚災害対策特別緊急

事業費で17億7,300万円余を計上しております。

熊本地震関連分としまして、砂防対策で阿蘇市の西湯浦川ほか3カ所で4億2,500万円余、地滑り対策で南阿蘇村の高野台地区ほか1カ所で13億4,800万円余を計上しております。これは、熊本地震による土砂の崩壊等に対処するための砂防設備や地すべり防止施設などの整備に要する経費でございます。

次、41ページをお願いいたします。

最上段の火山砂防事業費で37億1,400万円余を計上しております。

通常分としまして、熊本市の百山谷川ほか24カ所で19億8,900万円余、熊本地震関連分としまして、大津町の外牧川ほか6カ所で16億8,300万円余を計上しております。これは、火山地域における砂防堰堤等の整備に要する経費でございます。

次に、上から4段目の土砂災害警戒避難対策事業費で8億7,300万円余を計上しております。

通常分としまして、情報基盤事業で2億4,700万円余、危険地区からの移転促進事業の住民周知で1,800万円余、熊本地震関連分としまして、砂防関係基礎調査事業で4億5,700万円余、危険地区からの移転促進事業で1億5,000万円を計上しております。これは、警戒避難体制の整備強化に要する経費、土砂災害に対する危険区域の指定に要する経費及び土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン内の居住者の安全な区域への移転促進を目的とした経費でございます。

以上、砂防課の平成31年度当初予算総額は、表左から3列目の最下段のとおり、108億1,300万円余となります。

砂防課からは以上でございます。

○松野建築課長 建築課でございます。

今回の平成31年度当初予算に計上しております予算のうち、主なものについて御説明い

たします。

43ページをお願いいたします。

まず、4段目のくまもとアートポリス推進費ですが、表左から3列目のとおり、2,100万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

通常分としまして、アートポリス事業の推進に要する経費について1,200万円余、熊本地震関連としまして、熊本地震の復興拠点づくりとして、みんなの家の利活用促進に要する経費について900万円余となっております。

次に、6段目の建築基準行政費ですが、表左から3列目のとおり、3億1,100万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

通常分としまして、建築基準の指導及び建築物の防災対策を推進するための経費並びに危険ブロック塀等の撤去支援に要する経費等に4,900万円余、熊本地震関連としまして、住宅の耐震化に要する経費等に2億6,100万円余となっております。

次の44ページをお願いいたします。

2段目のがけ地近接等危険住宅移転事業費ですが、表左から3列目のとおり、2,500万円となっております。

表右側説明欄をごらんください。

通常分としまして、がけ地近接等危険住宅移転事業に要する経費について200万円、熊本地震関連としまして、危険地区からの移転促進事業に要する経費について2,300万円となっております。

以上、建築課の予算総額は、表左から3列目の最下段のとおり、7億7,300万円余となります。

建築課からは以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○重松営繕課長 営繕課でございます。

今回の平成31年度当初予算に計上しており

ます予算のうち、主なものについて御説明いたします。

資料の45ページをお願いいたします。

3段目の営繕管理費でございますが、表左から3列目のとおり、4億4,300万円余となっております。これは、外壁改修や防水改修などの小規模な工事で県有施設の保全改修等に要する経費でございます。

なお、大規模な改修工事や新築工事につきましては、各施設の所管課が別途予算要求を行い、所管課からの施工依頼を受けて、営繕課で工事を実施しております。

以上、営繕課の予算総額は、表左から3列目の最下段のとおり、6億5,100万円余となっております。

営繕課からは以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○小路永住宅課長 住宅課でございます。

今回の31年度当初予算に計上しております予算のうち、主なものについて御説明いたします。

47ページをお願いします。

上から3段目の公営住宅維持管理費でございますが、表左から3列目のとおり、7億9,300万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

通常分としまして、公営住宅維持補修費や管理事務費について7億6,300万円余、熊本地震関連といたしまして、公営住宅維持補修費について2,900万円余となっております。

次に、下から3段目の公営住宅建設費でございますが、表左から3列目のとおり、9,500万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

通常分としまして、公営住宅整備費について9,100万円余、住宅施策諸費について300万円余となっております。

48ページをお願いします。

上から1段目の公営住宅ストック総合改善

事業費でございますが、表左から3列目のとおり、7億2,600万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

通常分としまして、県営住宅を長期間有効に活用するための改修に要する経費でございます。

次に、3段目の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費でございますが、表左から3列目のとおり、1億6,300万円余となっております。

表右側説明欄をごらんください。

通常分としまして、高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助について8,300万円余、サービス付き高齢者向け住宅供給促進事業について8,000万円となっております。

この結果、住宅課の予算総額は、表左から2列目最下段のとおり、20億1,300万円余となります。

住宅課からは以上でございます。

よろしく申し上げます。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

49ページをお願いします。

第89号議案、熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

50ページの概要により御説明いたします。

これは、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の実務を行います益城復興事務所の益城町への移転に伴い、関係規定を整備するものでございます。

なお、この条例の施行日につきましては、本年4月1日を予定しております。

次に、51ページをお願いします。

第90号議案の熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

55ページの概要により御説明いたします。

これは、熊本県民総合運動公園におけるラ

グビーワールドカップ関連の施設改修、水俣広域公園の施設整備及び本年10月に予定されている消費税改正などに伴い、使用料に係る関係規定を整備するもので、具体的には、3の内容にありますとおり、万日山緑地公園に公園施設となります自動販売機などを設置する際の使用料の追加や、イ、県民総合運動公園陸上競技場の更衣室、大型映像装置、ウの水俣広域公園のテニスコート設置に伴い、使用料に係る関係規定の整備を行うものです。

都市計画課からは以上でございます。

よろしく申し上げます。

○松野建築課長 建築課でございます。

57ページをお願いします。

議案第91号、熊本県建築基準条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

右ページの概要により御説明いたします。

これは、建築基準法の改正に伴い、文言の修正、規定の削除及び条項のずれが生じていることから、条例関係の規定を整理するとともに、法改正の趣旨に鑑みて、条例の規定について必要な見直しを行うものでございます。

なお、この条例の施行日につきましては、公布の日とします。

ただし、条例第28条につきましては、改正建築基準法の施行日に合わせることでございます。

建築課からは以上でございます。

よろしく願いいたします。

○竹田河川課長 河川課でございます。

資料59ページをお願いします。

議案第106号、河川法第4条第1項の1級河川の指定の変更に対して意見を述べることにしてございます。

右側の60ページの概要にて御説明いたします。

産山村内を流れる1級河川大野川水系の玉

来川は、以前から山鹿川と呼ばれていました。このため、産山村内の区間に限り、山鹿川という名称に復元させるため、地元有志による署名活動を初めとした官民一体の要望を踏まえ、県としても名称変更に取り組むこととし、昨年7月、国土交通省に1級河川の指定の変更に係る調書を提出しております。

このたび、国土交通大臣が1級河川の指定を変更するに当たり、河川法第4条第3項及び第6項の規定に基づく知事の意見を求められました。これを受けて、異議はないとの意見を述べたいと考えておりますが、河川法の規定により、知事が意見を述べるときは議会の議決を経る必要がありますので、本議案を提出させていただいております。

なお、具体的な変更内容は、表に記載のとおり、2点ございます。

1つ目は、河川の名称ですが、玉来川から玉来川(山鹿川を含む。)に改めるというものです。

この変更により、産山村内を流れる区間を河川法上も山鹿川と呼ぶことができるようになります。

2つ目は、区間のうち、上流端についてです。上流端につきましては、位置そのものに変更はございませんが、表記について、橋梁を用いた明確な表記に変更するものです。

河川課からは以上でございます。

よろしく願いいたします。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等についての質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○山本伸裕委員 河川課の27、28ページに関連してお尋ねしたいんですけども、昨年、政府のほうで気候変動適応計画ということで、もう既に異常気象が頻発しておりますけれども、特に洪水あるいは高潮が大規模化する

るというふうを考えて堤防強化というような方針が出されているんですよね。ちょっと予算を見る限り、その堤防強化とかあるいは河床掘削とかそこら辺の、あんまり変化がないように見えるんですけども、どの程度、政府のこういった気候変動に対応するという方針に対して、県のほうでは検討されているのかということをお聞きしたい。

○竹田河川課長 河川課でございます。

気候変動適応計画に直接的に関係する予算は、今回計上してございません。国土強靱化等に係ります緊急3カ年、これにつきましては、今年度、30年度の補正予算として、2月、前回議決いただいたところですが、31、32年度も予定はされておりますが、まだ具体的な中身が国会のほうも通っておりませんので、それにつきましては、今回の当初予算には計上していないというところでございます。

以上です。

○山本伸裕委員 わかりました。

やっぱりことしも非常に大災害といえますか、ということが現実には懸念されるわけで、そういう点では、堤防強化というのは、特にやっぱり緊急の、喫緊の課題ではないかと思うんですよね。だから、想定外の洪水、降雨量があった場合、堤防を越水しても堤防は壊れないと。そういう堤防強化の対策というのは、ぜひ県として雨季に備えて検討を急いでいただきたいというのが要望でございます。

○森浩二委員 道路整備課にちょっとお聞きします。

玉名立花線の件ですけども、これは、私も、もう議員を終わりますけれども、一般質問で2回ほど質問したと思いますけれども、玉名の中心部にあって幅員が2メートルぐら

いで農道みたいな主要地方道ですけども、もう事業が始まって30年ぐらになりますけれども、今どういう状況か、来年度はどういうふうになるのか、教えてください。

○亀崎道路整備課長 玉名立花線の河崎地区ということでございますが、ここについては、過去にも何度か道路改良の計画があった箇所というふうに承知しております。

今現在におきましては、新玉名駅へのアクセス道路、市中心部からのアクセス道路として、平成27年度から交付金事業として取り組んでございます。そのうち、最も幅員が狭い区間、大体1キロぐらいだったと思いますが、その区間を優先的に、今用地交渉、用地買収、用地取得を進めておるところでございます。

地元の皆様からの要望というのでも我々受けとめておりますし、委員から、これまでいろいろ御支援を賜ってきたという箇所でございます。我々もそこは精いっぱい事業を進めたいというふうに思っております。

現状につきましては、用地取得が今年度で大体30%ぐらいの見込みかなというところで認識しております。

以上です。

○森浩二委員 これはどれに入っとかね、予算。

○亀崎道路整備課長 資料10ページの上から1段目の地域道路改築費105億7,100万円余、この項目に該当いたします。

○森浩二委員 この中に入っているわけですね。はい、わかりました。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○高島和男委員 監理課、4ページです。

建設産業支援事業費ということで、通常分、若年技能者の雇用促進事業と産業イメージアップ、もろもろ書いてありますけれども、もう少しちょっと具体的に、今どういう事業かという取り組みあたりを教えてくださいたいと思います。

○藤本監理課長 まず、若年技能者の雇用促進事業についてですが、こちらにつきましては、40歳未満の2年目未満に採用された方に対する賃金の助成を行っております。

それから、イメージアップ戦略事業につきましては、今は映画館等で商業をやったり、あるいは子供の科学フェアの中で、幼児の方に重機に乗る体験をしてもらったりしてイメージアップを図っていると。

それから、若手技術者等の育成支援事業につきましては、これは、資格取得をされる企業で、資格取得のための経費について助成を行うという事業でございます。

それから、建設産業の入職支援事業については、1つは、熊本県の建産連の中に女子会がつくられておまして、その活動に対する支援。それと、もう一つ、今年度から新たに始める取り組みとして、人材育成のあり方の調査検討を行いたいと思っております、これは後ほど説明させていただく予定なんですけれども、今建設産業は、技術者の方とか技能士の方、さまざまな職種の方がおられますけれども、県で、例えば、建設技術センターで研修等を行っているんですけれども、その中で、どういうメニューで今後研修を行ったらいいかという調査を今後やりたいというふうに考えております。

それから、最後の地震関連の若手人材確保緊急対策事業は、昨年度からグランメッセで高校3年生を対象にフェアを実施しております、県内企業の方が出展されて、そこに高校3年生の方が説明を受けに来られて、できるだけ県内の建設業に就職をしていただくこ

とを支援するという事業でございます。

そういったことを総合的に実施して、できるだけ県内建設産業の人材を確保することと育成するというものがこの事業でございます。

○高島和男委員 おっしゃるとおり、人材を確保する、そしてまた育成する、本当に大事な事業だと思うんですけども、何か数値的にこの事業、予算をかけたことによって、こんなふうによくなりましたよというのがあれば御紹介いただければ……。

○藤本監理課長 後ほどちょっと説明する部分と重複する部分がございますけれども、その他の部分にも係りますけれども、よろしゅうございますか。

その他資料の報告事項の1の第3次建設産業振興プランの案についてというところをごらんいただきまして、中段、真ん中のグラフをごらんいただくと、県内の建設業従業者の年齢構成の推移というグラフがございます。この中で一番下の赤い点線が、本県の29歳以下の建設産業の従業者の割合でございます。これが、平成24年が8.6%だったんですけども、現在、29年度は13.2%というふうには上昇しております、これが、全てが県の施策の結果だということではないと思うんですけども、こういう傾向が見られているというのが数字であらわれているのと、もう一つ、教育委員会のほうから出た数字がありまして、県内の建設産業に就職される方が、昨年度は少し前年度よりふえたという数字がございます。ちょっと済みません、具体的な数字が今手元にはないんですけども、そういう数字は出ているところではございます。

○高島和男委員 はい、結構です。

○山口裕委員 済みません。部長の総括説明

○勝又道路保全課長 道路保全課でございます。

先ほど御質問の沿道景観に関してでございますが、今年開催されます国際スポーツ大会に合わせまして、特定の路線ではございますけれども、その国際スポーツ大会の会場、それから宿泊施設、それから空港、観光地、そのあたりを結びますアクセス道路等におきまして除草を行っていきたい。通常、年1回程度しかできないものを、スポーツ大会の直前に、もう一回プラスすることによって沿道景観を整備したいというふうに思っております。

それから、おもてなしグリーンプロジェクトにつきましては、ことしが最終年でございまして、これによりまして、今まで道路植樹帯の中の高木等の撤去、それから更新とかそういうものをやっているところでございます。

以上でございます。

○山口裕委員 理解しました。

おもてなしグリーンプロジェクトの最終年度ということで、しっかり事業については取り組んでいただきたいと思いますが、個人的には維持管理では手の届かない部分で、この4年間ぐらいだったですか、貢献した事業だと思っておりますので、引き続き、今年度で終わると言わず……（「来年度が最終」と呼ぶ者あり）来年度とか再来年度とかいうふうに続けていただけると、地域にとってはいい事業になるんじゃないかなと思いますので、要望しておきます。

あと1点要望ですけれども、要旨について要望ですが、大矢野道路の整備についてしっかり取り組んでいただきたいというのは、地域の代表として思っております。その上で、この整備についてどのような考えで進められるのか、1点、お尋ねします。

○増永慎一郎委員長 要望じゃなくて質疑。

○亀崎道路整備課長 大矢野道路につきましては、今新規採択ということで、平成31年度採択を目指して取り組んできております。本予算についても、その当該予算を計上しておりますし、国に対しても、その新規採択ということで、我々がやるべきところはやって、あとは春のその採択通知というのを待つというところでございます。

この道路につきましては、過去にもパブリックインボルブメントということで、住民の皆様に対して、ルートに対して合意形成を図るための取り組み等を実施してきたところでございまして、今後、この春に天城橋を含む部分の三角大矢野道路が開通しましたが、その効果をさらに延ばしていくためには、この大矢野市街地部のこの取り組み、この道路の事業推進がとても大事だと思っております。

仮定の話でございしますが、採択になった際には、春から、地元上天草市、さらには委員も含めまして、まず、事業の進め方等について、早速、キックオフといいますか、我々一丸となって取り組んでいくよう進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○山口裕委員 一部報道等で流れた情報によれば、10年間の事業計画というのが、ちょっと10年間かかるんじゃないかと思わせるような情報の提供があったようですけれども、幹線道路の整備については、やっぱり一日も早く完成させることが道路全体の事業の効果を発揮できると思っておりますので、天城橋区間で11年かかりましたけれども、やはりしっかりと、一日も早く整備するんだということを、行政においても肝に銘じて取り組んでいただければと要望いたします。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○森浩二委員 ちょっとお聞きします。住宅課。

48ページの熊本地震関連で、くまもと型復興住宅推進事業、まず、どういう内容ですか。

○小路永住宅課長 今の熊本地震からの復興で住まいの再建が最重要課題というふうになっておりまして、その中には、災害公営住宅に入居をお待ちの方もいらっしゃいますけれども、自宅再建を予定していらっしゃる方もいらっしゃいます。今後、来年度以降の延長については、契約をしていることが延長の要件ということになりまして、まだ契約していらっしゃらない方もいらっしゃるというふうに聞いております。そういった方の情報提供でありますとか相談対応も予定をしております。

○森浩二委員 基本的には、災害の公営住宅は市町村がやると思いますが、東日本大震災で、7年たったら買い上げができるという制度があったでしょう。熊本地震でもそういうのがあるんですか。

○小路永住宅課長 用途廃止で譲渡はできるようになっておりますけれども、ただ、市町村がどういうふうに考えられるかということで、住宅の構造にもよりますので、市町村が、もう一定期間使って、もう要らないということであれば譲渡をされるというケースはあります。今のところは、まだ具体的にはその予定は聞いておりません。

○森浩二委員 いや、7年たったら——公営住宅入るとして、地震ですね。7年だったか8年だったか、そしたら、東日本のほうは、ここを買い取りますと言えばできる

制度があるというふうに聞いたんですけども、熊本の場合は、なかですか。

○小路永住宅課長 災害公営住宅も公営住宅ですので、一定の要件に該当すれば用途廃止ができて、用途廃止ができれば譲渡という形になります。

○森浩二委員 それは町か市が用途廃止をせにゃいかぬ、せぬと。

○小路永住宅課長 通常の公営住宅の場合も、例えば、木造であれば30年が耐用年数ですけれども、その例えば半分以上経過とか、あるいは……。

○森浩二委員 3分の1と言ったよ。だから、ここを買い取ると言え買えるという制度があると。

○小路永住宅課長 通常の公営住宅制度の中にも、譲渡で払い下げをすれば買い取るという制度はあります。

○森浩二委員 普通のもあるわけ。いや、災害で何か特典のあつとよ、たしか。

まあ、じゃあそれはちょっと調べて。

○小路永住宅課長 わかりました。

改めて条件確認しまして、これは森委員のほうに御連絡をするという形でもよろしいでしょうか。

○森浩二委員 はい。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○高島和男委員 同じく住宅課で、47ページの公営住宅維持管理費ということで、補修が5億5,300万円余計上されておりますけれど

も、この補修をする場合に、住民の皆さん方から、随分老朽化した、何だ、天井がというようなさまざまの聲が寄せられると思うんですけども、そういった声にいちよいちよ応えていらっしゃるのか、もしくは自治会の会長さんからまとめてくるのか、それとも年度数、建てた老朽化の度合いに応じて県のほうから一方的に補修をされるのか、どういう仕組みになっているのか。

○小路永住宅課長 公営住宅の維持補修費で5億5,300万円余を計上しておりますけれども、多くは県営住宅の指定管理者に対する委託でありまして、計画的な修繕という形になります。

県営住宅の入居者の方から個々に御要望があることもありますが、基本的には、団地全体にかかわることについては、団地の自治会からまとめて御意見をいただくという形にしております。

既存の予算内で対応ができるような内容であれば対応いたしますし、既存の予算で対応できないものについては、引き続き検討していくという形になります。

○高島和男委員 これは前年度と比べますと5,300万減額になっておりますけれども、老朽化はどんどん進んでいっているかと思うんですけども、減額をしている。今回はこのくらい減らしてもいいだろうというような理由、事情があれば教えていただきたいと思えます。

○小路永住宅課長 例年予算を組んでおりまして、その予算の範囲内で基本的には行うということで、若干全体の予算としては減りつつはあるかなど。ただ、指定管理については5年間で、来年度までで一旦終わり、また、その次の年に更新がありますので、今、次の年度から必要なものについて費用を検討

している段階になります。

○高島和男委員 はい、わかりました。

○増永慎一郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

○山本伸裕委員 先ほどの高島委員からもありましたが、4ページの建設産業支援事業費に関連して、ことし4月から入管法が改定されて施行されるわけですけれども、外国人労働者の、今でも失踪問題とか結構出てますが、やっぱり、ともすれば安上がりの労働者確保というような点で流れてしまうと、ますます労働環境の悪化ということが進行しかねないと思うんですよ。そうすると、低賃金、劣悪な労働環境ということで、ますます若者が敬遠しかねない。そうすると、技術の継承であるとか——外国人労働者がふえるということは、急場しのぎではいいかもしれないけれども、技術の継承であるとか、やっぱり事業の継続的な発展であるとか、そういう点から考えると非常に深刻な問題だというふうに思うんですね。だから、そういう点では、外国人労働者の労働環境をしっかりと、下げないというか、そういうことも必要ではないかなというふうに思うんですけども、そういった対策というか、検討というのはなされているんでしょうか。

○藤本監理課長 この現在予算を計上してあります中には、外国人労働者の予算そのものはございません。ただ、外国人労働者全体の窓口としては商工観光労働部のほうに取り組んでおりますので、基本的には建設産業振興プランの中にも記載しておりますけれども、そちらと連携しながら、法令遵守はもちろんのことなんですけれども、そういった今御指摘のようなことについても取り組んでまいりたいと思っております。

○山本伸裕委員 やっぱり労働環境の劣悪化というようなところを防止するという点では、監理課のほうでもしっかり主体的に取り組んでいただきたいなと思います。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第48号、第53号から第55号まで、第60号、第89号から第91号まで及び第106号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 山本委員、一括採決に反対の議案は、どの議案ですか。

○山本伸裕委員 第48号及び第90号に関しては、挙手をお願いします。

○増永慎一郎委員長 それでは、一括採決に反対の表明がありました議案第48号、第90号について、挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○増永慎一郎委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第48号外1件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案第53号外6件について採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第53号外6件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮

りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

報告事項1、第3次建設産業振興プラン（案）について御説明いたします。

本件につきましては、11月定例会の建設常任委員会で素案を御説明しましたが、その後、この素案について、県政パブリックコメントの実施とあわせて、再度関係団体との意見交換を行い、現在、最終案として取りまとめを行いました。

パブリックコメントにおける意見については、既にプラン素案に記載済みの内容であったため、大きな変更はございませんが、人材の確保、育成に関する県の支援策について新たに追加する取り組みがありますので、その部分について御説明いたします。

お手元のA3資料の2枚目をごらんください。

右側の10、県の支援策（主な取組み）でございます。

1点目として、1、将来の建設産業を支える人材の確保・育成の（5）若手技術者等の育成に、研修の場の充実として、下線を引いておりますが、新、建設産業の人材研修の在り方の調査・検討を追加しております。これは、建設企業に対し、アンケート調査やヒアリング等を行い、人材育成に係るニーズを調

査し、業種、職種ごとの育成スキームなど、今後の人材育成のあり方を取りまとめるというものでございます。

2点目としましては、次のように、商工観光労働部で進めております新(仮称)技能振興センター(技能検定試験会場等)の整備を新たに追加しております。

主な修正点は、この2点でございます。

プランの案、本文については机上にお配りしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

プランについては、この後、内部決裁を経て年度内に策定をしたいと考えております。

続きまして、報告事項2、入札制度の見直し等について御説明いたします。

まず、入札制度の見直しについてですが、本県では、平成28年4月の熊本地震の発災以降、大量の復旧・復興工事を迅速かつ円滑に進めていくため、これまで大きく4回、発注標準の引き上げや一般競争入札での1者入札の取り扱いなど、入札制度の特例を実施してまいりました。発災から3年が経過し、復旧及び関係工事の発注が今年度までにおおむね完了することから、また、入札の不調、不落も落ちついていることなどから、これまで実施してきた入札制度の特例の一部について、もとの制度に戻すということにいたします。

具体的には、内容につきましては、中段の表にありますように3つございます。

まず、1者入札の取り扱いですが、震災関連等工事の一般競争入札で1者可としていたものを、従来どおり不可に戻すということです。

2点目としまして、震災関連等工事について、指名競争入札の対象工事を3,000万円未満から7,000万円未満に引き上げていたものを、もとの3,000万円未満に戻し、3,000万円以上の工事は全て条件つき一般競争入札いたします。

3点目の総合評価の見直しとしまして、入

札参加資格に施工実績を求めない場合、総合評価を適用しない、価格競争で実施していたものを、条件つき一般競争入札は原則として総合評価を適用するということといたします。

適用時期につきましては、平成31年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用いたします。

次のページをごらんください。

社会保険等未加入対策の強化でございます。

これまで県が発注する建設工事において、受注者である元請業者については、社会保険に加入した業者に限定しておりましたが、建設産業の持続的発展に必要な人材の確保並びに公平で公正な競争環境の整備を図るため、社会保険等未加入業者への対策を強化するものでございます。

中段の表をごらんください。

1の法定福利費の確保に向けた取組みです。

本年4月1日から、県発注の建設工事において、受注者である元請業者に対し、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めるといたします。

次に、2の社会保険等未加入業者の排除に向けた取組みについてですが、①の1次下請業者を社会保険等に加入している業者に限定する取組みを本年4月1日から実施し、2次下請以下についても、下段の矢印になりますが、平成32年4月1日から段階的に実施する予定としております。

なお、違反した場合の受注者に対するペナルティーにつきましては、このページ、最下段の米印4に記載しておりますとおり、違約金の請求、指名停止措置、工事成績評定の減点を想定しており、適用時期については、それぞれ施行開始した年の翌年度からの運用を予定しております。

今後とも、透明性を確保するとともに、建設産業の発展に資する入札制度の構築に取り組んでまいります。

監理課からは以上でございます。

○田尻土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

報告事項の3をお願いします。

熊本地震等の災害復旧事業等の進捗状況でございます。

今回は、平成30年12月末現在の状況でございます。

まず、県、市町村を合わせました復旧・復興事業全体の進捗状況でございますが、表最下段の合計欄をごらんください。

全体工事費、約2,015億円に対しまして、平成30年12月末までに約1,636億円を発注し、その発注率は81.2%でございます。9月末に比べまして3.9ポイント上昇しております。また、約864億円の工事が竣工し、その割合であります完了率は約42.9%でございます。9月末に比べまして6.2ポイント上昇しております。

なお、全体工事費が9月末に比べまして約9億円増加しております。これは、表の下に理由を記載しておりますが、災害査定金額から工事実施金額への見直しや現地調査結果に伴う設計の見直し等によるものでございます。

裏面をお願いします。

参考1は、災害復旧事業等の平成29年3月以降の発注率と完了率の推移をグラフであらわしたものでございます。

また、参考2の表は、災害復旧事業の件数ベースを取りまとめたものでございます。

表の最下段の合計欄をごらんください。

件数ベースでの発注率は88.4%、完了率は63.9%となっております。

報告事項3の熊本地震等に伴う災害復旧事業等の進捗状況は以上でございます。

引き続き進行管理に努めまして、復旧、復興の工事の早期完了に取り組んでまいります。

よろしく申し上げます。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

報告事項4をごらんください。

益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業の進捗状況について御報告いたします。

昨年10月に益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業の事業計画を決定し、現在、現地測量及び仮換地(案)の策定を進めています。また、権利者の意見を反映させるため、1月28日に土地地区画整理審議会を設置し、仮換地の指定などに関し審議を行っていただきます。

今後は、4月から仮換地案の個別説明を開始し、6月の仮換地指定を目指して個々の権利者と合意形成を図ってまいります。

また、用地買収につきましては、2月末時点で約96%の進捗で、年度内に終えたいと思っております。

なお、本報告には記載はしておりませんが、密接に関連しております熊本高森線4車線化事業につきましては、今年1月に工事に着手し、2月末時点で、用地買収につきましては約47%の進捗となっております。

都市計画課は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○小路永住宅課長 住宅課でございます。

報告事項5、熊本県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画(案)について御説明させていただきます。

本計画は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正に伴い、新たに策定を進めるものでございます。

計画の趣旨としましては、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定確保のため、

賃貸住宅の供給促進に関する方向性や取り組みを示すものでございます。

計画期間は、熊本県住宅マスタープランとの整合を図り、2025年度まで、また、住宅確保要配慮者の範囲は、低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、DV被害者などでございます。

計画案に記載している主な取り組みを4点上げてございますが、先に改正法に基づく制度の仕組みを図で簡単に御説明いたしますと、図の中央の黄色で示しております民間賃貸住宅のオーナーが県に対して要配慮者向けの住宅登録を申請し、県がその登録情報を赤色の要配慮者に提供することで、要配慮者の入居を促進するというものです。

この仕組みがうまく機能するように、外側の枠の関係機関、団体から成る熊本県居住支援協議会の体制で取り組むこととしております。

具体的な取り組みとしましては、①不動産関係団体への協力依頼等により、要配慮者向け住宅の登録を促進すること、②要配慮者への住宅相談や入居支援等を的確に行うことができる居住支援法人を指定すること、③熊本県居住支援協議会を開催し、居住支援法人との情報共有、協議を行うこと、④市町村に地域ニーズの把握や市町村協議会の設置などの取り組みを働きかけることなどを盛り込んでおります。

最後に、今後のスケジュールですが、今月中に策定、公表する予定でございます。

なお、昨年末、パブリックコメントの実施について事前に御報告させていただいておりましたが、パブリックコメントでは、特に御意見は提出されませんでしたので、あわせて御報告をいたします。

以上でございます。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いま

す。

質疑はありませんか。

○井手順雄委員 昨年まで、災害等がありまして、業者不足、また、作業員不足等々で工事でも大変だったと、不落等も続いたという中で、来年度からもとの制度に戻っていくような状況になるというふうに思っておりますが、昨年を振り返りますと、夏場は、たいが暑かったですね。それで、工期のその期間は延ばして、避けて、工期延長という、工事変更というのがございました、12月議会で。等々がありましたけれども、今年度は、そういった、例えば増額も大変ありました。前期の分でも1億円以上の増額と。工事しよって1億円以上の増額。10億ぐらいの増額もあっております。こういったことが現在行われているという状況で、来年から徐々に戻っていく中で、そういった制度的なものは変わらぬとですかね、どのように変えていかれるのか。

○藤本監理課長 まず、1点目の夏の熱中症対策のことにつきましては、昨年度、工期延長の対応をいたしまして、現時点でその分についての、例えば、増額変更については、ちょっと国のほうが今検討されているとは聞いているんですけども、それについては、やはり単県だけで増額はなかなか難しいかなと思っておりますので、状況に応じて、工期延長、無償延長の対応については、今後ともやはり続けてまいりたいと考えております。

○井手順雄委員 工事関係者からずっと事情を聞いたら、無償延長なんてあり得ないと、業者からすれば。そういうことからすれば、なら、もうそういったゼロ円に対して、そういった仕事は休みなさいなんて言えぬでしょう。そこ辺は、考え方としておかしいと思いますよ。まあ、よかたい。

そういった形の中で、昨年までのいろんな

増額の補正、そしてそういったいろんな業界の業者の皆さん方が困るところはいろいろ考えてやっていくというのは変わらないという、基本的な考え方は変わらないということでございますか。

○藤本監理課長 基本的に、現在入札制度の見直しと別に、例えば、施工確保対策として、遠隔地からの労働者の確保に要する経費とか、あるいは単価を入札後、設計時の単価と契約時の単価に差がある場合の見直しとかいうのがございますが、そういったものは今後とも継続していくということでございます。

○井手順雄委員 私からすれば、ここ最近、わあサービスがいいなど、以前に比べたらという思いがあります。ぜひとも継続してほしいというふうに思います。

それに関連して、来年度から、働き方改革というのを受けて、休日休んでくださいとか週休2日をお願いしますというような体制、モデル的でしょうけれども、基本的にはもうこれが定着していくんだろうというふうに思いますけれども、そうした場合、工期、その分の休んだ日にちの工期延長は認めないというのはどういう理念からですかね。お聞きします。

○田尻土木技術管理課長 工期につきましては、今工期を見直しております、標準工期は、週休2日を前提とした標準工期でやっていこうと思っております。そのために、週休2日の工事としても前提としてありますもんですから、工期の見直しは行わないというふうになっております。

○井手順雄委員 じゃあ、今まではそういった週休2日は見てなかったんだと、今回働き方改革で週休2日制に見直すということで理

解していいんですかね。

○田尻土木技術管理課長 今先ほど言いましたように、工期の見直しを行っておりますので、そのように……。

○井手順雄委員 はい、わかりました。

じゃあ、休日出勤については、歩掛かり的にはどうなるんですかね。

○田尻土木技術管理課長 休日出勤——残業ということですかね。

○井手順雄委員 通常、サラリーマンは、祭日に出たら幾らかつきますよ、手当が、休日手当。こういうのが、この設計に対してそういった手当というのは含まれるんですか。働き方改革で休日休みなさいと指定するわけですから、国が、県が業者に。その分何らかのメリットがなくてはいかぬでしょう、そういう意味ですよ。

○田尻土木技術管理課長 週休2日につきましては、今国土交通省も……。

○井手順雄委員 休日です。

○田尻土木技術管理課長 工事の中で、労務費とか機械経費及び共通仮設費と現場管理費の補正をするようになっております。週休2日、工事をやった場合、その休日の割合によって補正するような形にはなっております。

○井手順雄委員 それは、県がよくやる、わからぬパターンですよ。それは経費で見ますから休日は、というような体制にいずれはなっていくます。ですから、私が言いたいの、週休2日制のそういった工期をするときに、祭日に出たら賃金の幾ら、例えば、0.1%プラスしますよとか、そういうのを明記し

てください。そこもちょっと考えていただきたいと。これは要望でよかです、今わからぬでしょうから。そうしていただかんと、休日休め、土曜日休めと言うても、現場はおつつくっじゃ間に合わぬときがあるんですよ。それで、それはもう工期延期で休日ですよということですから、それに対応していただいているというふうに思っておりますので、その辺は十分考えて、働き方改革だから休め休めじゃいかぬですよ。現場は現場でありますんで、現場の人たちが困らぬような働き方改革の制度を適用していただきたいというふうに思います。

引き続いていいですか。

入札制度についてお聞きします。

31年度から徐々に震災前の制度に戻すと、先ほど監理課長のほうからありましたけれども、この入札というのは、総合評価、一般競争入札等々がございます、現在。それに対して見積入札というのがありますね。この見積入札は、災害時に何か規定を緩和されたとか拡張されたとかいうことと、この見積入札についての規定があるのか。その辺、お聞きします。

○藤本監理課長 見積入札という制度、見積もりというのは事前に単価や歩掛かり等が定められていないものについて事前に見積もりを取って、それから積算をするというものはございますが……。

○井手順雄委員 じゃあ、工事に対して、工事は発注しました、これは入札ではなくて見積入札をしまして、こういう業者を決めましたというのはあるんですか。

○藤本監理課長 見積もりという意味では、例えば、随意契約の場合は見積もりを取るんですけれども……。

○井手順雄委員 いやいや、新規ですよ。新規でそういった入札は以前あるんですかという話です。

○藤本監理課長 厳密には、例としましては、施工計画を提案するような場合は、最終的に、プロポーザルのような形の場合は、相手方を特定して最終的に見積書をいただいて契約するという場合はございますけれども、かなり数的には極めてまれだとは思いますが。

○井手順雄委員 じゃあ、これは震災時期に見積入札で工事業者が決まったというのは事例はあるんですか。

○藤本監理課長 緊急の随意契約において見積もりを取って契約したという例はございます。

○井手順雄委員 入札しなしに。

○藤本監理課長 規定に基づき随意契約を行った事例は……。

○井手順雄委員 その規定は、どういう規定ですか。

○藤本監理課長 これは、地方自治法の施行令と会計規則の中に随意契約をできる場合というふうな規定がされておまして、例えば、金額が少額な場合、または災害等で緊急を要する場合は随意契約によることができるというのがありまして、それを適用した事例はございます。

○井手順雄委員 なら、金額の少額、その少額の値段は幾らですか。

○藤本監理課長 少額の場合は、地方自治法上は250万でございますが……。

○井手順雄委員 じゃあ、震災時に250万以上で見積入札があったという事例はないんですね。

○藤本監理課長 250万というのは金額でございまして、その金額にかかわらず、緊急を要する場合は随意契約ができるという規定がございまして、それを適用した事例はございます。

○井手順雄委員 それは1億でも10億でもできるわけですね、緊急を要する場合は。

○藤本監理課長 制度上はできます。

○井手順雄委員 というのが、何でもかこういことを聞いたかという、不調、不落があるから見積入札しましたとか、あり得ない話でしょう。その見積もりも県が指名するんですよ。ね、部長、県が指名して見積入札、おかしいでしょう。この今公明正大な県庁の入札制度に関して総合評価とか、一般的に皆さん方が、あ、そうなんだと、公平な入札をする。そういう中でこの見積入札というのはあり得ないと私は思いますけれども、まあ、ここはいいです。そういった制度をやっぱりするということは、あらかた、こういうときに、明確にこういった建設産業プランあたりの入札のところに見積入札はと書いとかなぬと、それは、あた、業界がみんな疑心暗鬼になりますよ。そう思うけどね。そこ辺はやっていってもらわないと、ちょっと今後疑問が残る問題なのかなというふうに思います。

まあ、よかです。——部長、どうぞ。

○宮部土木部長 今の井手委員が申された事実の確認をちょっと改めてさせていただく中で、ちょっと整理をさせていただこうと思っています。基本的には、やはり公正、公平、

透明という形をやっていくべきものが公共工事とっておりますので、その中で、手順の中で、やむを得ず、特別な事由の場合で、今言われた見積もりというのがあるのがわかりだろろうと思っておりますので、その分についてはもう一回ちょっと再整理させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○井手順雄委員 ありがとうございます。

この産業プランの中の32ページに若手技術者の育成についてとありますが、若手技術者とはどういう定義なんですか。

○藤本監理課長 明確に定義しているというものではございませんけれども、例えば、若手技術者の資格取得の助成等については、40歳未満の方を助成対象としておりますので…

○井手順雄委員 40歳未満、わかりました。じゃあ、次に、キャリアアップシステムを31年度から運用すると。どのように労働者に対しての改善になるのか、具体的にお願いします。

○藤本監理課長 建設キャリアアップシステムは、現在国のほうが導入を進めているもので、主に技能士の方、施工管理士じゃなくて技能士の方にICカードを交付して、その中に、その方のそれまでの実績等を蓄積するというもので、技能者の地位の向上を図るというものでして、現在、それをどのように活用するかというのは、現時点では今後の検討ということにさせていただいております。

○井手順雄委員 そうした場合、それが例えば、点数が上がりましたと、なら、事業主さん、この人はこぎゃしこ持つとるけん、給料上げてくれという指導をしていくということ

ですかね、要は、厳密に言うなら。

○藤本監理課長 まだそこまできちんと決定しているものではございませんけれども、いろんな、例えば、処遇改善の方策は考えていくべきだと考えております。

○井手順雄委員 じゃあ、総合評価の点数については加点するとかそういったのはあるんですかね。

○藤本監理課長 現時点では、そこはまだ未定でございます。

○井手順雄委員 いろいろ質問しましたけれども、こういうのは、やっぱり大事だと思います。技術者がおって、技能士さんがおって、その人たちが一生懸命やっているところを目の目を見せるといったところで、こういったキャリアアップシステムなんて有用と私は思います。ですから、そこを点数を上げてやったら、この点数取れたら、最低こんだけを出してくださいとか、そこまでやっぱり指導していくような形にしていかなと、なかなかこの次代につなげる若手技術者が出てこぬと思うとですよ。こういうのは、ぜひともやっていって、どんどん進めていってもらって、いいような方向でやっていただきたいと思います。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○城下広作委員 井手委員の関連で。随意契約の分でそんなに多かったのか、どれくらいの金額か、私もちょっと興味があるから。調査してと言うたけど、どのくらいの件数があるのかわかるんですか。

○宮部土木部長 私も、今井手委員が言われ

たことが、ちょっと私も把握していないので、だから、ちょっと把握をまずさせていただきたいというふうに思っています。それから、実際にどういう事象でそういったことが起こったのか、それもちょっとまず確認をさせていただきたい。

○井手順雄委員 1億円でん随意契約でできるとたい、見積入札で。

○城下広作委員 まあ、いずれにしろ、現実にあつたことをちょっと報告をしていただきたい。また教えていただければと思います。

○増永慎一郎委員長 今指摘がございました件に関しては、土木部のほうで責任を持って各委員の皆さん方に伝えていただきたいと思います。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 それでは、その他に入ります。

ほかに何かございませんか。

○山本伸裕委員 レオパレスの施工不良問題でちょっとお尋ねしたいんですけども、よくわからないんですが、要するに、何で建築確認でチェック機能が働かなかつたのかということなんですよ。これは、例えば、チェックの方法がそういう問題を見逃すような方法で大丈夫なルールになっているのか、それとも、建築主事なんかは技術的、技能的に問題があつたのか、あるいはチェックする体制、申請に対して、例えば、体制がとてつ追いつかないとか、そういう体制上の問題なのか、結局、何なんですかね。

○松野建築課長 建築確認につきましては、図面で適正なものという確認をします。その後、現場のほうで工事が始まります。完了

後、完了の届けが出てきますが、完了につきまして、現地に行きまして検査をしますが、基本、目視が原則でございます。その中で、必要に応じて写真を求めたり報告書を求めたりしておりますが、その中で、検査をした中ではその不正は見当たらなかったということで、今回こういうことになっているかと思えます。

以上でございます。

○山本伸裕委員 だから、その完了後のチェックなんかも、チェック機能が働かなかつたら何のための確認なのかというふうに思うんですけれども、それはどういうふうに評価するんですか。その行政の責任としてチェック機能を働かせることができなかつたということに対して、今後の教訓なり改善点なりという点ではどういうふうに考えていますか。

○松野建築課長 これは、全国的な問題として、今国土交通省のほうで学識経験者を集めまして再発防止としての検討委員会を設置しております。その中で今いろいろと今後の再発防止策を検討されておりますので、その動向を見ながら熊本県としましても対策を進めていきたいと考えております。

○山本伸裕委員 わかりました。その点、結構です。

もう1点、よろしいでしょうか。

県営住宅の入居継承の問題なんですけれども、熊本県の場合は、継承が認められている条件が非常に厳しい、他県とか熊本市なんか比べて厳しい条件になっているんですよ。例えば、親子での継承が原則できないとか、これはやっぱり非常に切実な問題なんかも出てきておまして、やっぱり親子での継承というのは、やっぱり認めるべきじゃないかなというふうに思うんですけれども、これはいかがですか。

○小路永住宅課長 住宅課でございます。

名義の承継につきましては、住宅困窮者の入居機会の公平性と、今委員がおっしゃったように、入居名義人の同居者の居住の安定を図るということも、調和を図る観点から、公営住宅法の施行規則で承認できない場合の最低基準が定められています。その結果、一旦入居しましたら、長年にわたり同一の親族が居住している実態が全国的に見られまして、平成17年に国土交通省の住宅局の局長通知で承認の厳格化が言われておりました。

本県の場合も、平均の入居期間が18年となっておりまして、昨年4月1日現在で30年以上の入居世帯が全世帯の23%、大体1,700戸ぐらいとなってきておまして、この長期化する傾向にあるというのが現状になります。

その一方で、委員から御意見がありましたように、本県の基準が厳しいのではないかという意見がありましたので、昨年、全国の運用状況を調べまして、11月に若干運用を改善、緩和しまして、承継者が名義人の配偶者、または承継人本人または同居人が高齢者または障害者である二親等の親族の場合に認めるということで緩和をしたところでございます。

入居の世帯の状況はさまざまでありまして、承継基準に該当しない同居者、同居人の方が承継できないということで、直ちに住宅確保に困窮しないように、一定期間はその後入居を認めることなどを今行っているところであります。

これ以上の緩和につきましては、現状では難しいというふうには考えておりますが、今後も、世帯の状況をお伺いしながら、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○山本伸裕委員 実際、熊本市は認めているわけですよね。県営住宅に入居された方が、

やっぱり実際に親御さんが契約されるときには、これでもう安心して子供なんかも安定して住まわせることができるというふうに思ってたわけですよ。非常にそういう点では、もう親御さんなんかも、亡くなっても、もう死んでも死に切れないぐらいの無念の思いがあるんじゃないかと思うんですけども、やっぱり居住権の問題ということがあると思うんですよね。親子で継承できないというのは、やっぱりこれは実際には法律ではそういうふうになっている、制度的になりましたですけれども、ただ、やっぱり自治体の判断で認めるというところが都道府県段階で半数ぐらいあるでしょう。だから、そういう点ではもっとやっぱり実際の居住者の実情に寄り添って、まあ、要件が多少緩和されたというようなお話もありましたですけれども、原則、やっぱり親子までは認めるというようなところまで踏み込んで、やっぱり緩和していただきたいというふうに思います。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

これで質疑を終わりたいと思います。

ここで、平成30年度建設常任委員会における取り組みの成果について御説明をいたします。

12月の委員会でも御報告いたしました、この取り組みの成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員からの施策の推進に向けて提起されましたさまざまな課題や要望等の中から、執行部の取り組みが具体的に進んでいる主な項目を取り上げ、この3月に県議会のホームページで公表するものです。

1、施策等への反映状況については、項目の選定等を御一任いただきましたので、河津副委員長及び執行部と協議しまして、当委員会としては7つの項目を取り上げた案を作成いたしました。

もちろん、ここに記載の項目以外の提案さ

れた課題や要望等についても、現在執行部で検討を続けておられますが、ここに上げた7項目は、委員と執行部との協議により、施策の取り組みが進んだものなど、代表的なものを選定しております。

それでは、現在の執行部の取り組み状況の部分も含めて、この案につきまして何か御意見はありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 ありがとうございます。

それでは、なければ、本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして第7回建設常任委員会を閉会いたします。

午前11時59分閉会

○増永慎一郎委員長 なお、3月末をもって退職される方が2名、また今期限りで勇退される委員の方が1名いらっしゃいますので、簡単にでいいですから、森委員のほうから御挨拶をお願いします。

○森浩二委員 いきなり振られまして……。まあ、県議生活14年半ですか、その中で9回か10回は建設委員会かと思います。今後、やめますけれども、県政の動向の発展、ずっと見てますので、注意してやっとなってください。

本当に今までいろいろお世話になりました。（拍手）

○増永慎一郎委員長 それでは次に、田尻土木技術管理課長から。

（土木技術管理課長、営繕課長の順に退任挨拶）

○増永慎一郎委員長 それでは、最後でございますので、私のほうから御挨拶をさせていただきますと思います。

この1年間、本当に委員の皆様方には、ありがとうございました。

ふなれでございましたので、きちんとした運営ができたかどうかというのが、ちょっと疑問符がありますけれども、河津副委員長初め、本当にお世話になった次第でございます。

また、宮部部長初め、執行部の皆様方には、本当にきちんと答弁をしていただきまして、いろんな回答をいただきまして本当にありがとうございました。

特に、今回、森先生が勇退をされますし、田尻課長、それから重松課長も退職されますけれども、お三方には、また大所高所からいろんな御指導いただきまして、県政発展のために御尽力いただきますことをお願い申し上げたいというふうに思っております。

1年間、どうもありがとうございました。
(拍手)

○河津修司副委員長 それでは、私からも一言御挨拶申し上げます。

この1年間、増永委員長のもとで委員会運営に努めてまいりましたが、各委員の皆様方には、いろいろと御指導、御鞭撻をいただきましてありがとうございました。

また、執行部におかれましても、真摯に対応していただきましたこととお礼申し上げます。

県行政は、地震後の対応でまだまだ大変な時期ではありますけれども、皆様とともに協働しながら県行政がさらに発展していくように心から祈念申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○増永慎一郎委員長 それでは、これで終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後0時5分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

建設常任委員会委員長